

津島市スポーツ活動全国大会等出場奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種スポーツの全国大会以上の大会出場者に奨励金を交付し、市民スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、市内に在住・在勤・在学に該当する個人又は主に市内に在住・在勤・在学の者で構成された市内の団体（団体競技であってもペア及びダブルス等は各個人での申請とする。）であり、各種スポーツの全国大会及び国際大会に予選会又は選考会等を経て出場する個人又は団体で、市長が適当と認めた者とする。ただし、同一の個人及び団体への奨励金の交付は、同一年度1回のみとする。

2 ただし、次に掲げる場合は前項の規定に関わらず、交付の対象外とする。

- (1) 出場種目を生業とする者
- (2) 出場する大会開催日が当該年度ではないもの
- (3) 個人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合
- (4) 市内団体が、暴対法第2条第2号に規定する暴力団に該当し、又はその役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が暴力団員に該当する場合
- (5) その他市長が奨励金を交付するのに不適當と認める場合

(奨励金の額)

第3条 奨励金は、次の各号に定める額とする。

交付対象		交付額
個人	市内在住又は在勤・在学	5,000円
	市内在住及び在勤・在学	10,000円
団体	2人の団体競技（ペア及びダブルス等）	個人の規定に準ずる
	3人以上の団体競技	10,000円×人数 上限50,000円

2 個人と団体の構成員とを重複する場合は、団体の奨励金のみを交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとするときは、出場する者又はその代理人（保護者又は監督等）が次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 津島市スポーツ活動全国大会等出場奨励金交付申請書（様式第1号又は第2号）
- (2) 出場する大会の開催要項
- (3) 予選大会又は選考会等の開催要項
- (4) 予選大会又は選考会等の結果又は全国大会等出場決定通知
- (5) 全国大会等に出場する団体の登録メンバー表
- (6) 全国大会等に出場する団体の登録メンバーの住所・勤務先等の一覧（市内に事

業所等のない団体のみ) (様式第3号)

(7) 口座振込依頼書 (様式第4号)

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、この要綱に基づき内容を審査し、適当と認めた場合は、津島市スポーツ活動全国大会等出場奨励金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付の時期及び方法)

第6条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、通知した日から概ね1カ月以内に奨励金を申請者に交付するものとする。また、交付の方法は、申請者から提出された口座振込依頼書の指定口座に振込むものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、既に交付した奨励金であっても、当該奨励金の交付を受けた個人又は団体が奨励金の交付要件に該当しないことが判明した場合は、奨励金を返還させることができる。

(広報紙掲載)

第8条 奨励金の申請をする者は、当該大会に出場した旨を、市が発行する広報紙へ掲載希望することができる。ただし、広報紙へ掲載できるのは、この要綱に基づき、交付が決定した者に限る。

2 広報紙の掲載は、同一年度3回まで掲載することができるものとし、申請方法は第4条と同様の申請書類を提出するものとする。

(大会結果報告)

第9条 奨励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに津島市スポーツ活動全国大会等出場奨励金結果報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。